

収入

印紙

三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）
施設管理業務委託契約書（案）

| | | | |
|----------|--|---|----|
| 1 委託業務名 | 三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）施設管理業務委託 | | |
| 2 業務実施場所 | 鈴鹿市御菌町 1669 番地 | | |
| 3 委託業務内容 | 添付「三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）施設管理業務委託仕様書」のとおり | | |
| 4 委託期間 | 2019年4月1日～2024年3月31日 60ヶ月 | | |
| 5 委託金額 | 金 | 円 | |
| | （うち消費税及び地方消費税 | | 円） |
| （内訳） | 2019年度 金 | 円 | |
| | 2020年度 金 | 円 | |
| | 2021年度 金 | 円 | |
| | 2022年度 金 | 円 | |
| | 2023年度 金 | 円 | |
| 6 契約保証金 | 免除 | | |

上記の委託について、委託者 三重県体育協会グループ代表者 公益財団法人三重県体育協会（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○（以下「乙」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添条項によって委託契約を締結し、双方信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

この契約の証として本書2通（保証人のある場合は3通）を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

2019年4月1日

委託者 鈴鹿市御菌町 1669 番地
三重県体育協会グループ
代表者 公益財団法人三重県体育協会
理事長 東地 隆 司

受託者 (住所又は所在地)
(名称及び代表者名)

受託者がこの契約による債務を履行しない場合において、その履行をなす責を負う

委託業務完成保証人 (住所又は所在地)
(名称及び代表者名)

三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）施設管理業務委託契約書の条項

（総則）

第1条 甲及び乙は、頭書の委託業務契約に関し、この契約書に定めるほか仕様書に従いこれを履行しなければならない。

（委託業務の実施）

第2条 乙は、この契約書及び仕様書に基づき、甲の指示監督に従い委託業務を誠実に実施しなければならない。

- 2 仕様書に明示されないもの又は疑義があったときは、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては、甲の指示を受けるものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ又は担保に供することはできない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（委任又は下請）

第4条 乙は、この契約の履行について業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（管理表の提出）

第5条 乙は、仕様書に基づいた業務計画書及び年間予定表を作成し、契約締結後速やかに甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（業務報告）

第6条 乙は、甲の定める書式により業務日誌その他の記録を作成し、その都度公益財団法人三重県体育協会三重県営鈴鹿スポーツガーデン管理事務所長（以下「管理事務所長」という。以下同じ。）に提出しなければならない。

（法令上の責任）

第7条 乙は、本業務処理にあたる乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

（監督員）

第8条 甲は、委託業務の適正な履行を確認するために監督員を選任した場合には、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更した場合も同様とする。

- 2 監督員はこの契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約条項に基づく甲の権利とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - 一 契約の履行についての乙又は乙の従業員に対する指示、承諾及び協議
 - 二 仕様書に基づく業務実施状況の確認、立会及び検収
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監

督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したとき
にあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示及び承諾は、原則として書面により行わなければならない。
ただし、緊急を要する指示等については口頭により行うものとする。

(業務の検査等)

第9条 甲又は監督員は、乙への委託業務について、随時その状況の検査を行い、又は報告を
求めることができる。

2 乙は、前項に規定する委託業務その他についての説明並びに甲による確認の実施につ
き、甲に対して最大限の協力を行わなければならない。

3 前2項に規定する説明又は確認の結果、委託業務がこの契約書、仕様書の内容を客観的
に逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を指導するものとする。

4 前4項の規定する是正指導後も業務内容の是正が行われない場合は、第14条第5項の
規定により委託料の減額を行うものとする。

(無償供与及び物品の支給)

第10条 甲は、乙が業務遂行に必要な電気、ガス、水道、消耗品及び施設を無償で提供するも
のとする。

2 乙は、電気、ガス、水道及び施設の使用については、極力節減し、効率的な使用に努
めなければならない。

(緊急の措置)

第11条 三重県営鈴鹿スポーツガーデンの管理上、緊急の措置を要するときは、甲又は監督員
は、乙に対し、所要の措置をとることを求めることができる。この場合において、乙は、
そのとった措置について遅滞なく甲又は監督員に報告しなければならない。

2 前項の規定による措置に要した経費のうち、委託金額に含めることが不相当と認めら
れる部分の経費については、甲は、乙と協議の上これを負担するものとする。

(業務実施上の損害)

第12条 乙は、業務実施にあたり、甲に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。
又、第三者に損害を及ぼしたときも同様とする。

ただし、これらの場合において、その原因が甲の責に帰する事由によるとき、天災、
火災、盗難その他不可抗力によるもの、又は、乙が契約に基づき善良な業務の遂行を怠
らなかつたと甲が認めるときは、この限りでない。

(委託金額の変更)

第13条 社会・経済情勢の変動があつても頭書の委託金額を変更することができないものとし
る。

ただし、業務内容の大幅な変更があつた場合は甲乙双方協議のうえ決定するものとし
る。

(委託金額の支払)

第14条 甲は、乙による業務の対価として、乙がこの契約書、仕様書に従い適切に業務を実施
していることを甲又は監督員が確認することを条件として、委託金額を次の区分により

毎月の委託料として、消費税相当額とともに、乙の請求により支払うものとする。なお、甲による業務の確認は、乙が甲又は監督員に対して提出する業務報告書及び第9条の規定により行うものとする。

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------------|-------------|
| 2019年4月から 2024年3月までの毎月 | 金 円（消費税等別途） |

- 乙は、前項の請求にあたっては、当該月の翌月の10日までに甲に請求書を提出するものとする。
- 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託金額を支払うものとする。
- 甲又は監督員が第9条の規定による委託業務確認により、甲が求める仕様（この契約書、仕様書）を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲又は監督員は乙に対して当該事項の是正を勧告（以下「是正勧告」という。）することができる。
- 甲又は監督員が乙に対して是正勧告を行ったにもかかわらず、当該是正勧告の対象となった事項が一定の期間内には是正されない場合、甲は、乙に対して支払う委託金額を減額するものとする。
なお、かかる委託料の減額は、甲が求める仕様を客観的に満たしていない事項の発生時点の如何にかかわらず、是正勧告後の一定期間の経過により委託料の減額が決定された日が含まれる毎月分についての委託料からこれを行うものとする。
- 止むを得ない事由により、甲の求める仕様を満たすことができない場合、又は継続して甲の求める仕様において業務を提供することが困難であると予見される場合、乙は甲に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告するものとし、その改善策に関して甲と協議する。
乙の通知した事由に合理性がある場合、甲は対象となる業務の中止又は甲の求める仕様の変更を認め、当該期間中は勧告及び委託料の減額の対象としないものとする。
- 是正勧告の実施及び委託料の減額手続は、本条の規定の他については甲乙協議して定めるものとする。

（委託料の返還）

第15条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、甲がこれを乙に対して通知した場合、乙は甲に対して、当該虚偽記載が無ければ甲が前条の規定に従い減額し得た委託料の金額を速やかに返還しなければならない。

（委託業務完成保証人）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、委託業務完成保証人に対して、委託業務を完成すべきことを請求することができる。

- 乙の責に帰すべき理由により、契約期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 乙の業務の遂行が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意

志がないと認められるとき。

- (3) 第9条の規定による命令に違反したとき。
 - (4) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- 2 甲が、委託業務完成保証人に前項の請求をしたときは、第3及び4条の規定により、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継したものとみなす。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により、契約期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき
 - (2) 業務の遂行が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき
 - (3) 第9条の規定による命令に違反したとき。
 - (4) 乙が第18条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
 - (6) 正当な事由によって、乙が契約解除を申し出たとき。
- 2 前項第6号の場合を除き契約が解除されたときは場合において、乙は委託金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により委託業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

(委託金の清算)

第19条 前2条の規定により契約が解除されたときは、甲は委託金の清算をするものとする。

(守秘義務及び従事者の指導、監督)

第20条 乙及び従事者は業務上知りえた秘密を他にもらしてはならない。

- 2 乙は、従事者が業務上知りえた秘密を他に漏らさないよう指導・監督するとともに従事者の服務規律の徹底及び事故の発生防止に努めなければならない。
- 3 第4条の規定により委任又は下請の承認を受けた事業所に対しても本条項を適用する。

(作業者の服装)

第21条 乙は、作業者には一定の作業衣を着用させ、作業者であることを明瞭にし、清潔を保持しなければならない。但し、作業衣については事前に甲又は監督員の承認を得るものとする。

(作業機材等の検査)

第22条 作業に使用する器具、材料等は、すべて使用前に甲又は監督員の検査を受けて合格したものでなければならない。

(その他)

第23条 この契約に定めのない事項については、公益財団法人三重県体育協会会計規程の規定による。

2 この契約に関して疑義が生じた時は、甲乙協議して定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に関わる一切の紛争は甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。